

世界銀行本邦研修

仮設住宅における住環境の確保に関するディスカッション

被災者の住まいの確保について

NPO法人ワンファミリー仙台理事長

一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事・事務局長

一般社団法人パーソナルサポートセンター常務理事

合同会社PSCプラス業務執行社員

立岡学

はじめに

本日、皆様にお伝えしたいこと

1. 団体紹介・活動紹介

2. 能登半島地震後の災害フェーズの変化に応じた住宅再建・生活再建に係る課題

3. 被災者支援に係る官民連携について意見等

4. 活動資金をどのように確保されているのか

5. まとめ

参考資料：能登半島地震後に具体的などのような活動を行ったのかについて記載

1. 団体紹介・活動紹介

【立岡学】

2011年3月11日、**東日本大震災を経験した被災者。自宅が大規模半壊判定を受け、公費解体**を決めた。2011年6月から仙台市と安心見守り協働事業（被災地初の仮設住宅の被災者見守り支援事業 ※参考資料①を参照）等を実施。その準備や運営に忙殺され、自分の仮設住宅入居申請期限が過ぎ、2011年8月中旬に一般賃貸住宅で生活再建を果たす。その後、被災者の支援活動を展開するなか、培った成功事例・失敗事例をベースに被災者支援のノウハウ移転（「災害ケースマネジメント」普及啓発事業 ※参考資料②を参照）の活動等を展開。現在も休眠預金（2020年度通常枠JPF事業、2020年度通常枠内緊急支援JPF事業（※参考資料③能登半島地震が発生し取組んだことを参照）、2024年度通常枠JPF事業（※参考資料④）を参照）を活用し、南海トラフ地震発生すると被害が大きい地域に被災者支援の経験等を伝えている。能登半島地震では2023年2月から石川県庁が実施した**「石川県被災高齢者等把握事業（※参考資料⑤を参照）」**に従事。その後、**石川県の居住支援法人になり、金沢市内に被災者向けのシェルターを設置**。2025年4月から**「石川県被災者支援センター（生活再建アドバイザー事業 ※参考資料⑥）」**をワンファミリー仙台が受託し、展開。

【NP0法人ワンファミリー仙台 <https://onefamily-sendai.jp/>】

NP0法人ワンファミリー仙台は主に生活困窮者の支援団体。特に住まいを失くした方に対する「住まいの支援・住まいの提供」をしている団体。今回も能登半島地震で住まいを失った方の支援のため、石川県庁と連携し、住まいの支援をすすめている。

その他、**一般社団法人居住支援全国ネットワーク**という団体で、**休眠預金の分配団体**（（2024年度緊急枠（4団体に約1.5億円 ※参考資料⑦）、2024年度通常枠（今後公募予定）として、**住まいの相談と空き家の利活用を促す提案を募集し助成**。また、一般社団法人パーソナルサポートセンターの業務執行役員として、宮城県仙台市と連携し**東日本大震災被災者に対する仮設住宅からの次の住まいの支援（転居支援 ※参考資料①を参照）**を実施し、被災者生活再建加速プログラム（現、DCM「災害ケースマネジメント」）に参画した経験を持つ。そして、その経験をふまえ、**合同会社PSCプラスという不動産会社を設立し、業務執行社員として住まいに困っている人への物件確保などの入居支援、入居したところで長く住み続けてもらえる様な入居継続支援などを実施**している。

2. 能登半島地震後の災害フェーズの変化に応じた住宅再建・生活再建に係る課題

課題1：令和6年能登半島地震の**被災地では、民間賃貸住宅が不足**しており、金沢などの都市部へ避難した被災者が地元に戻れない状況が続いていること。

課題2：特に**高齢者は福祉サービスの供給不足**により帰還が難しく、福祉事業者もサービス提供人材の不足やその**サービス提供人材の住居確保に課題**を抱えていること。

課題3：支援者や建設関係従事者も長期滞在できる住宅ストックが少ないため、移動に時間が取られ人件費コストがあがり、また物価高による資材高騰でトータルの**建設コストが高**くなる傾向にあること。

課題4：**複雑な被災者支援制度を理解できる被災者が多くいない**ために、丁寧な支援制度の説明が必要。

課題5：ライフライン復旧により、「準半壊」「一部損壊」の被災者は仮設住宅の退去期限に直面していて、再建の見通しが立たず困難な状況にあること。**被災者支援制度が使えない被災者が在宅被災者にならないか**の問題がある。

課題6：令和8年1月から供与期限満了によるみなし仮設住宅に住む被災者の転居支援がはじまる。生活再建の見通しがつかない人への本格的な居住支援が開始され、**平時の日本の社会課題（住宅確保要配慮者の住まい確保）の問題として対応**となること。

3. 被災者支援に係る官民連携について意見等

1. **被災地では行政職員も被災している「被災者である」**という感覚、考えて行動することが重要。
行政にどう寄り添うことができるかを考えることが、最終的に被災者の支援を柔軟かつ円滑にすすめることができると思う。
2. **行政職員の意識において、被災者の支援を「最低限必要な範囲」と考えるのではなく、「できる限り可能な限り」と考えることが重要**。そのことが被災者のためだけでなく、被災地の行政職員の負担も軽減できる。
(※厳しくすればするほど被災者が受けられるサービスが減るため、その対応を平時のスキームで対応しようとする制度がないため、かえって時間と労力とお金がかかる)
3. (特にお金の面で) **自立した組織**として活動しないと発災当初において信頼関係を結べていない行政との連携は難しいと思われる。
4. **平時の段階で、顔の見える関係やつながり**を作っておけば作っておくほど、発災後、一定の信頼関係があるので、様々な活動を展開しようとしてもスムーズに進む割合が高い。
5. 行政はNPO等を業者や面倒な人たちと思っていても、**自分たちを助けてくれるパートナーという見方**で接することが被災者の支援の充実につながる。

4. 活動資金をどのように確保されているのか

能登半島地震に関する活動資金は以下を活用

- ・ 休眠預金・実行団体（2020年度通常枠JPF緊急支援事業）
- ・ 休眠預金・分配団体（2024年度緊急枠居住支援全国ネット）
- ・ 厚労省孤独・孤立自死対策補助金（被災者シェルター事業）
- ・ 赤い羽根共同募金（被災者シェルター事業）
- ・ 石川県からの委託（被災者支援センター事業）
- ・ JVOADからの再委託（被災高齢者等把握事業）
- ・ その他、休眠預金、公的補助金や助成金、委託費等から支出できない費用については、法人の一般財源より捻出

被災者支援を進めるうえで、発災直後に動ける予算（貯金）は必須。その他、様々な財源を組み合わせ、自分たちがプレイヤーとして活動するための資金獲得と自分たちではできない事業をすすめるために中間支援の立場にたち、お金を配るための資金獲得の2つの視点が今回の能登半島地震で極めて重要であると感じた。

5. まとめ

1. **被災者の「人権」**に配慮した被災者支援が重要。**在宅被災者を生まない、生み出さない、早期発見・早期対応**
2. 「人権」を考えれば、ハード整備のみならず、**ソフト整備への充実（心身の安定）**が重要
3. **平時のつながり**が災害時に生きる。**平時にできていないことは災害時にはできない**
4. 罹災証明（家の壊れ具合）の種類によって受けられる支援サービスが違うということは、**被災者の生活再建は住まいの支援そのもの**である。